

仕様書

第1 事業名

島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクトモニターツアー業務委託

第2 目的

婚活イベント会社や雑誌の出版社等の、ツアー造成や商品企画の責任者を対象に、島しょ地域の観光スポット、体験、宿泊施設及びイベント会場並びに船舶の視察等を行うモニターツアーによる事前調査を実施し、男女の交流機会を創出するための旅行商品の造成・販売への契機とする。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

第4 定義

本仕様書は以下の通り定義する。

「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島をいう。

第5 委託業務内容

1 全般について

受託者は本事業の履行に当たり、以下の(1)から(4)までに留意すること。

(1) 上記「第2 目的」を踏まえ、以下のア及びイを行うこと。

ア モニターツアー

- ① 観光スポット、体験、宿泊施設、イベント会場、船舶等の選定
- ② ツアー行程等の設定
- ③ モニターツアー参加者の招聘
- ④ ワークショップ・意見交換会の実施
- ⑤ モニターツアーの実施

イ 報告書

- ① 報告書の作成及び提出

(2) 公益財団法人 東京観光財団（以下、「TCVB」という。）と協議の上、詳細なスケジュール等を記述した事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

(3) 事業の実施に当たっては、実施体制の整備、実施業務の詳細について、TCVBに協議・報告・提案を行いながら進めること。

また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。

(4) 委託業務の実施状況を撮影した写真及び映像については、TCVB及び東京都の行う東京への観光客誘致促進を目的としたプロモーションや、都民への政策説明等に利用できるよう、権利の調整を行うこと。

2 モニターツアーの実施

(1) 観光スポットや体験等の選定

ア 選定方法

独身男女向けの旅行商品になり得る、島しょ地域の観光スポット、体験、宿泊施設、イベント会場、船舶等を選定する。

選定にあたっては、観光部門以外の関連する行政機関、観光協会及び船会社等の意見も踏まえること。

なお、選定から最終決定における全ての過程において、TCVB と協議を行いながら事業を進めること。

イ 関係者への事前説明

関係者（市町村・観光協会・各事業者等）に対し、当該事業の説明、連絡調整を行うこと。

(2) ツアー行程等の設定

ア 実施時期について

モニターツアーの実施時期については、以下の時期を目安とし、計2回程度実施すること。

① 平成29年6月から7月までの期間中に実施（以下「前半ツアー」という。）

② 平成29年9月から10月までの期間中に実施（以下「後半ツアー」という。）

ただし、荒天や自然災害等、やむを得ない事情により実施時期の変更が必要な場合は、TCVB と協議の上、決定すること。

イ 行程について

(1)で選定した島しょ地域の観光施設等を巡るツアー行程を、以下の点に留意し作成すること。

① 前半ツアーでは島しょ地域にて1泊する行程を組むこと。

② 後半ツアーでは島しょ地域にて2泊する行程を組むこと。

③ 島外発着港が都心から離れており、港付近での宿泊を伴う場合又は船中泊を伴う場合は、上記①及び②の泊数に含まない。

④ 移動手段や移動ルートを選定の上、TCVB の了承を得ること。

(3) モニターツアー参加者の招聘

ア 前半ツアーについては、有力な婚活イベント会社や、メディア（雑誌、WEB等）等を選定し、ツアー造成や商品企画の責任者を10名程度招聘すること。後半ツアーについては、前出の事業者等に加え、一般モニターを5名程度招聘すること。選定にあたっては事前に招聘候補者リストを作成し、TCVB と協議の上、決定すること。

イ モニターツアーの参加者に対し、以下の（ア）から（ウ）までの手配等を行うこと（現地ガイド・TCVB 事務局職員（3名程度）など参加者分も含めて行うこと）。

なお、各手配に係る諸経費は受託者の負担とする。

（ア）モニターツアーを開催する地域までの移動手段（島外発着港が下田等、都心から離れている場合は、都心と発着港間の移動手段も含む）

（イ）船舶内を視察するのに要する手配

（ウ）参加者の旅行保険及び行程中の宿泊、食事、観光施設利用など（島外発着港が下田等、都心から離れており、発着港付近で宿泊が必要な場合は、宿泊、食事も含む）

（エ）意見交換会の会場・参加者の選定

ウ 被招聘者、関係者等（市町村・観光協会・各事業者等）からの問い合わせ等に対応すること。

(4) ワークショップ・意見交換会の実施

ア ワークショップの実施

- ① 平成 29 年 6 月から 9 月の間に、後半ツアー造成のための現地ワークショップを 2 回程度実施すること。
- ② ワークショップには講師を招くこととし、対象となる地域及び男女の交流機会を創出するためのイベント等に対する豊富な知見を有する者を選定すること。
- ③ 地域の自治体・観光協会・商工会等職員と共に、観光資源（観光スポット、体験、宿泊施設等）を再考・選定し、後半ツアーの内容に反映させること。

イ 意見交換会の実施

- ① 各ツアーの最後に参加者と地域の観光関係者（行政・団体・事業者、等）及び船会社等との意見交換会を開催すること。開催に際しては、主に以下の点を含めることに留意すること。
 - ツアー参加者からの発表
 - ・対象となる旅行者のニーズ
 - ・ツアーにおける観光資源、宿泊施設、飲食施設、体験等の評価
 - ・ツアーの改善点
 - 地域の観光関係者及び船会社等からツアー参加者への質疑応答

(5) モニターツアーの実施

(2) で設定した行程に沿って、前半ツアーは島しょ地域の観光施設等を巡るもの、後半ツアーは前半ツアーの内容にワークショップの内容を盛り込んだもの、計 2 回のモニターツアーを実施すること。また、実施に際しては以下の点に留意すること。

- ① 各ツアーに必ずガイドを同行させることとし、対象となる地域及び男女の交流機会を創出するためのイベント等に対する豊富な知見を有する者を選定すること。
- ② 両ツアーとも往復路のいずれかは大型客船を利用することとし、船内見学や船内でのアクティビティ等を企画すること。
- ③ 2 回のモニターツアーでは、出来るだけ異なる航路を利用すること（例：前半ツアーは東京～八丈島航路、後半ツアーは東京～神津島航路等）。
- ④ 到着地からモニターツアー地域までの交通手段手配については、参加者の快適性などに十分に配慮すること。
- ⑤ 行程中の宿泊施設については原則として個室とすること。
- ⑥ 各ツアーの案内等についてまとめた資料を参加者に配布すること。
- ⑦ モニターツアー参加者に対して、アンケートを実施すること。
なお、アンケートは島しょ地域において、モニターツアーの実施地域のみならず、他の島しょ地域および島しょ地域全体に関する質問も含めること。
- ⑧ 両ツアー共、メディア（雑誌、情報誌、WEB 等）に取材をしてもらい、ツアーの様子や地域の魅力を発信してもらうこと。

第 6 実施報告結果

受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。

なお、本報告書は国内外の旅行業事業者がモニターツアー実施地域における旅行商品造成の機運を向上させることを目的として作成し、然るべき対象者に配布を行うこと。

1 調査報告書

A 4 版縦、横書きカラー、MSワード

- ・目次、体裁等はTCVBと協議の上決定する。
- ・エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。
- ・モニターツアーの現場写真、アンケート結果を必ず取り入れること。

2 報告書類の電子データ一式（CD-R） 1部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

3 TCVBの承諾

提出の前日までに報告書を案として1度提出し、報告書の内容についてTCVBと協議し承認を得ること。また、TCVBが必要と認めるときは、その求めに応じて報告書の基となるデータを提出すること。

第7 著作権

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は、すべてTCVBに帰属する。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3及び4の規定は、第8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、TCVBの担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちにTCVBに連絡すること。
- 3 本仕様書に疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- 4 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

第12 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話 03-5579-2682（直通）

FAX 03-5579-8785